

# 「家庭での保育のお願い」について

現状



新型コロナウイルスの  
急速な拡大



市内保育施設で  
集団感染が3件発生

感染拡大防止を図る必要有

保育所等を利用する保護者で

親族に預ける  
ことができる

休暇を取得  
できる

可能な場合は

など

まん延防止等重点措置が適用される期間  
期間：令和4年2月12日（土）～2月20日（日）

家庭での保育にご協力ください

※保育所等は通常通り開園します。

※仕事等で利用が必要な場合は控えていただく必要はありません

<事業主の方へ>  
小学校休業等対応助成金制度（労働局）

新型コロナウイルス感染症に関する  
対応として、登園を控えるよう依頼  
があり、従業員が休暇を取得した場  
合などに本制度を活用することがで  
きます。

コールセンター：0120-60-3999

保育料は期間中に登園しなかった日数に応じて減額